

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年7月15日（水） 8:59～9:17
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|-------|------------------------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|-------------------|
| 吉岡 明男 | 厚生労働省健康局生活衛生課課長補佐 |
| 渡邊 英介 | 厚生労働省健康局生活衛生課課長補佐 |

<事務局>

- | | |
|-------|---------------|
| 内田 要 | 内閣府地方創生推進室長 |
| 川上 尚貴 | 内閣府地方創生推進室長代理 |
| 藤原 豊 | 内閣府地方創生推進室次長 |
| 宇野 善昌 | 内閣府地方創生推進室参事官 |
| 富田 育稔 | 内閣府地方創生推進室参事官 |
| 諸戸 修二 | 内閣府地方創生推進室参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 旅館業法の特例について
- 3 閉会

○藤原次長 続きまして、旅館業法の関係です。旅館業法の特例は初期メニューとして国家戦略特区法上規定されております。残念ながら、各地域で条例の問題を含めてまだ実施されていない中で、住民トラブル、テロ対策等々色々な指摘がある中で、厚生労働省のほうで色々な御意見を踏まえて、厚生労働省と私どもで共通の通知を打っていくという方向で、前回、中身については厚生労働省の担当課長から説明がありました。その概要を大阪府・市にも伝えましたところ、若干細かい質問事項がございますけれども、基本的にはそ

の方向で御理解いただき、大阪府・市としても、実現の方向で条例制定等についても検討していくとのこと。東京都もそういった形での議論に入りつつあるということでございますが、通知そのものの議論を最終的に、本日は意見交換していただくという趣旨でございます。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 早朝よりお越しくございまして、ありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○吉岡課長補佐 厚生労働省健康局生活衛生課の課長補佐をしております吉岡と申します。

本日、課長は所用で欠席させていただいておりますので、私から御説明をさせていただきます。

先般、6月15日に生活衛生課長から、大阪府・市で懸案となっておりますごみ出しの問題であるとか、騒音等の近隣トラブルを防止するための措置を講じていただかないと、それぞれの議会から御指摘をいただいている課題について解決できない、条例が制定できないということで、検討をお願いしたいということでございまして、先般、その件に関します対応方針については御説明をさせていただいたところです。

本日お持ちしております資料につきましては、その対応につきましての考え方を織り込ませていただきました。昨年秋に警察庁と私どもで調整をさせていただいた滞在者名簿を含めまして記載をさせていただいております。先ほど次長から御説明がありましたとおり、大阪府・大阪市にこの内容を確認いただき、細かい内容の確認がございましたけれども、この内容で進めたいという御回答をいただいていると聞いております。簡単でございますが、御説明をさせていただきたいと思っております。

1枚おめぐりいただきまして、1番目でございますが、こちらが昨年秋にも御説明させていただいております滞在者の名簿に関する部分でございます。ここの部分につきましては、以前に御説明させていただいた内容から変わった部分と申しますと、大阪府・大阪市から立入検査の関係を織り込んでいただけないかという御要望がありまして、その次のページの(8)に立入検査権限についてということで、特定認定の取消事由への該当性を判断するという目的に限ったものであれば、条例によってそういうことを規定することは可能であるということで、通知の中に織り込ませていただいております。

2番目以降が、特に御要望がありました近隣住民の不安を除去する観点からということで、ごみ出しの問題でありますとか、騒音の問題でありますとか、苦情対応ということで入れさせていただいております。まず、(1)で近隣住民の理解が得られるように事業者に求めていくということ、(2)でそういった近隣住民からの苦情の窓口を設置し、そういうことを周知した上で、苦情対応を適切に行う必要があるということ、(3)でございますけれども、実際の滞在者が使用開始する場合について、留意事項としてアからエに掲げる内容についてきちんと説明をした上で、トラブルが生じないように対応を進めるということで、ここのところで廃棄物とか、騒音の関係を盛り込ませていただいているとこ

ろでございます。（４）が、認定事業者が必要な措置を講じるということで、この部分につきましても、廃棄物の処理であるとか、火災等の緊急事態発生時の対応についてきちんと認定事業者が行うようにということをご記載させていただいております。（５）につきましても、上記（３）についての施行令におきます外国語を用いた情報その他の第３条第５号に掲げているものの中にこういった内容が含まれているということをお示しし、こういった内容についても、申請段階でこれらの具体的な内容を記載させることによって、実際にそういったことがきちんと行われているかどうか自治体で判断ができるようにさせていただくということをご記載させていただいております。

最後３番目になりますが、こちらの部分が大阪府・大阪市から取消しが可能なのかどうかという御質問がございまして、先ほどまで申し上げた対応を事前に特定事業者から申請書に細かく記載していただくと、そういったことが履行できないということになれば、まずは行政指導が入ると思えますけれども、行政指導を続けてもなお履行されないということであれば、やはり当初の認定要件を満たさないということで、最終的には取消し得るという考え方をお示しさせていただいております。

最後の頁は参考でございますが、滞在者名簿の様式を示させていただくということで、これもあくまで例示でございますけれども、滞在期間であるとか、氏名、住所、職業、国籍、旅券番号を書いていただくということで、様式を示させていただいております。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問はございませんでしょうか。

○原委員 前にお話のときに、ルール設定について、条例または要綱でできますというお話があったと思いますが、これは立入検査権限については条例でなければダメだということですか。

○吉岡課長補佐 そのとおりでございます。

○原委員 それ以外の申請書にこういう具体的な内容を記載してくださいとか、そういう部分については要綱に書くことを。

○吉岡課長補佐 そういったことにつきましては、要綱であるとかそういったもので定めていただくことで対応は可能と考えております。

○八代委員 類似のビジネスとのイコールフットィングなのですが、例えば、シェアハウスなどでも同じ問題があると思うのですが、感染症の蔓延防止とか、騒音とか、そういうものに比べてどうなのか。シェアハウスはそちらの担当ではないのですか。

○吉岡課長補佐 住宅ということであれば、国土交通省かと。

○八代委員 だけれども、一種の又貸しをしているわけですね。

○吉岡課長補佐 そうですね。

○八代委員 そういふものとこれとの違いは規模が大きいということだけなのですか。

○吉岡課長補佐 一般的な賃貸住宅とこういった旅館業法もしくはそれに近い運用形態と

というのは、頻繁に人が出入りするということで、一般的な住宅、賃貸住宅に比べますと感染症がまん延するリスクが高くなると私どもは考えておりますので、そういった措置として追跡調査等ができるように、宿泊者、滞在者の名簿を備えていただくということがございます。

○八代委員 農家民宿は完全に旅館と同じ扱いになっているのですか。

○吉岡課長補佐 いわゆる農林水産省所管の余暇法に基づきます事業は簡易宿舎の営業許可を受けていただくという前提です。今のところ農林漁業者を対象とした場合ですと、簡易宿所の面積要件の33㎡を緩和するということになっております。これについては別途、規制改革会議でもう少し対象者を広げてほしいという御要望がございましたので、今年度検討させていただくということになっております。

○八代委員 類似の農林水産省の所管とか色々あるのですが、イコールフッティングで規制しないといけないと思いますが。何よりも、目的が別に旅館業者の経営を圧迫させるというよりは、そういうものに対応しない隙間ビジネスですね。それが発展するのは望ましいことだということで考えていかなければいけないので、そういう意味で、これは一種のミニマム規制であるというお考えなわけですね。

○原委員 イコールフッティングという点では、従来から議論の中では、旅館でなされているような最低限ここはやったほうがいいのではないかという部分については取り入れて、こちらでもやるようにしましょうということだと思っておりますので、このレベルであればいいのかなど。やらずれてしまいますけれども、エアビーアンドビーはどうされるのですか。

○吉岡課長補佐 規制改革会議で、別荘などのいわゆる遊休資産について、使用されない期間の利用ということで提案されていた件につきまして、私どもはやはり旅館業法の許可は受けていただくべき使用形態になるという御回答をさせていただいてきたわけなのですが、先ほどおっしゃっていたエアビーアンドビーのような新たなビジネスモデルというものもございますので、そういったことも含めて今後どういったことに規制をかけていくのか、規制を緩めるのかも含めまして、関係省庁の規制も色々ございまして、立地規制として、住宅専用地ですと旅館業の営業ができないといった問題もございまして、住宅の扱いでいいのかどうかということもございまして、諸外国の状況などこれらを含めて実態把握・検討するようということで、6月末に閣議決定された規制改革実施計画に基づいて検討させていただく予定になっております。

○八代委員 ただ、パスポートを見せろというのは当たり前だと思うのですが、普通の旅館でどこまできちんとやっているのかということで、私もホテルに泊まってパスポートを見せろなどと言われたことは1回もないわけで、見た限りで分からないはずなのに、どこまで徹底されているのですか。

○吉岡課長補佐 外国人が国内に旅行でいらっしやって、日本国内に住所を有しない場合につきましては、旅券のコピーをいただく。この部分につきましては、サミットであるとか、そういう大きなイベントがある都度、警察庁とも連携いたしまして、通知をさせてい

ただいております。これまでも旅館、ホテルに御協力をお願いしてきたところですが、警察庁から一部そういうことが徹底されていないところがあるとの連絡を受けたので、昨年12月に改めて私どもから通知を出しまして、ホテル、旅館への協力要請をさせていただいているところでございます。

○八代委員 ただ、日本人を装った外国人をどこまでチェックできているのかということ。基本的に、我々だってパスポートを見せろと言われなければおかしいですね。

○八田座長 外国人も日本に住所を有すれば別問題。

○八代委員 構わないと。

○吉岡課長補佐 そういうことです。

○八田座長 住所をきちんと書ければいいけれどもね。

○八代委員 住所を書けと言って、書ければいい。でも、正しいかどうかそれをチェックしていませんからね。

○八田座長 今度はマイナンバーができて、できるかもしれませんね。

○八代委員 なるほど。それができれば実効性がある。

○八田座長 安全としてはそういうものがやはり必要なのかもしれないですね。

○八代委員 それはそうですね。

○八田座長 基本的には、今の旅館業の人たちも従来の形だけではなくて、こういうビジネスにどんどん入っていくと、これから可能性が多様に広がっていくのだよということを知ってもらいたいですね。

○八代委員 今おっしゃったように、旅館のサテライトオフィスというとおかしいのですが、旅館がいっぱい有的时候に、例えば契約しているこういうところと、そうしたら旅館のほうのチェックもきくし、ちょうど保育所と保育ママみたいな関係でやれば、相互にプラスになりますね。外国のホテルは満員だったらすぐ別のところを紹介してくれますね。そういうほうに結び付けばいい。

○八田座長 在庫調整ですね。

○八代委員 在庫というか、協定ですね。

○八田座長 事務局、どうぞ。

○藤原次長 一つ質問は、先ほどおっしゃっていただいた規制改革会議の指摘を受けて検討を始めますということですが、どのようなスケジュールで、例えば、有識者会合のような形でやるのか、あるいは役所の内部でやられるのか、関係省庁を集めてやられるのか。そのあたりも含めてスケジュール感を教えていただいてよろしいでしょうか。

○吉岡課長補佐 規制改革実施計画に基づきます部分については、関係省庁ということで、観光庁がいわゆるインバウンドの関係の対応ということもございまして、観光立国のアクションプログラムの中にも同様の検討をする、調査をするということとされておまして、まずは観光庁と今調整をしておまして、その他の建築基準であるとか、消防であるとか、そういった関係の部局とある程度事前の整理をさせていただいて、8月上旬ぐらいまでに

は関係省庁で実態について情報を共有して、今後の実態把握に向けてどのようなことができるのかなど、打ち合わせをさせていただいた上で、場合によっては先ほど申し上げたとおり、外国の対応状況、法律を改正されているような国もございますので、そういったことも含めて調査をしながら、最終的にある程度実態調査が進んでいく中で、有識者の方々にお集まりをいただいて、どういった規制をすとか、対応をするのかなどを必要に応じて検討会と言いますか、有識者会議みたいなものを立ち上げさせていただくということは想定はしております。現状としましては、エアビーアンドビーのような新しいビジネスモデルに対する日本国内での実態を我々も正確には把握できておりませんので、まずは関係省庁で打ち合わせなどをした上で、課題等を洗い出した上で、有識者会議のような会議体で御検討いただくということはあると考えております。平成28年12月までという計画になっておりますので、それまでの間に結論が導き出せる形で、色々関係する事業者もあると思いますので、そういったところのヒアリングなど、順次進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤原次長 来年度末までということですね。

○吉岡課長補佐 来年末までです。

○藤原次長 御承知のとおり、これは私どもの大臣以下政務も大変関心があって、副大臣会合でも旅館業法関係は議論されていますけれども、個別案件を御提案も含めてお問い合わせや御提案も非常に多いものですから、是非そういった関係省庁の会議等々がまたございましたら、幅広く私どもも含めて御議論させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○八田座長 色々とお対応くださってありがとうございました。

○藤原次長 また関係自治体とも最終的に調整した上で、この通知を速やかに発出する方向で調整させていただきます。

○八田座長 随分色々工夫してくださってどうもありがとうございました。

では、これで一つの区切りになったと思います。

どうもありがとうございました。